

## 就労支援事業所 はらっぱ 工賃支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社 GroeLegion（以下「事業者」という。）就労支援事業所 はらっぱ（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業の利用者に対し、支給する工賃について基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 工賃とは、事業所が指定した作業を行った者に対して相当する金額を工賃として支給する。そのことにより、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するために支給する。

### (作業の範囲)

第3条 1日の所定作業時間は、原則、午前9時から午後4時までとし、午後12時から午後1時までには昼休憩とする。所定時間外および昼休憩時間は作業を行ったとしても、工賃の発生はしないものとする。所定時間内であれば個別支援計画に基づき、作業時間の短縮または延長は自己申告もしくは事業者依頼に応じて変更可能なものとする。

### (作業時間の計算)

第4条 作業開始時間(午前、昼休憩後)に、遅刻して所定の時間から作業が始められなかった場合は、その時間分の工賃は発生しないものとする。工賃の発生時間単位は30分とし、30分未満の時間に関しては、工賃発生時間には算入しないものとする。原則として、午後17時以降の作業時間は工賃算定時間には算入しないものとする。

#### [作業時間の計算例]

- ① 9:00～15:45の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、5時間45分が作業時間となり、工賃算定時間は、5時間30分とする。
- ② 9:05～16:00の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、5時間55分が作業時間となるが、工賃算定時間は、5時間30分とする。
- ③ 9:05～15:05の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、5時間が作業時間となり、工賃算定時間は、5時間とする。
- ④ 10:50～16:00の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、4時間10分が作業時間となるが、工賃算定時間は、4時間とする。
- ⑤ 8:45～16:00の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、6時間15分が作業時間となるが、工賃算定時間は、6時間とする。
- ⑥ 10:00～16:30の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、5時間30分が作業時間となるが、工賃算定時間は、5時間とする。ただし、事業者依頼により16:00以降に作業を行った場合は工賃算定時間は、5時間30分とする。

(工賃の支給額)

第5条 時間あたりの工賃は利用者各人の作業能力、作業態度、出席日数等を考慮して決定し、その時間あたり工賃にその月の作業時間を掛け合わせた金額を支給する。

(時間あたりの工賃の決定)

第6条 時間あたりの工賃は、利用開始時は、1か月の作業能力、作業態度、出席日数等を考慮して、利用者の理解を得た上で事業者が決定する。

2 時間あたり工賃の変更に関しては、作業能力、作業態度、出席日数等から判断して、事業者の協議の上で変更することができる。

3 上記2項の場合、時間あたりの工賃の変更に対して利用者に異議がある場合は、事業者に申し出ることができる。その申し出があった場合は、事業者は誠意を持って対応し、利用者の理解を得た上で、再度、時間あたりの工賃を決定する。

(賞与)

第7条 賞与の支給方法として、各々の利用者の作業態度及び勤怠状況により、事業者の協議の上で決定し、賞与手当を支給する。

(工賃の計算期間及び支給日)

第8条 工賃は毎月1回、月の1日から月末日までの分を、翌月の20日に支給することとする。ただし、その日が休日に当たる場合は、前日の支給日とする。また通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることができる。

(工賃計算の単位)

第9条 工賃の単位は、円とし、1円未満は切り捨てて計算する。

(工賃の支給方法)

第10条 工賃は、利用者本人に対し、通貨でその全額を支払う。その際、利用者は捺印し、受領日を記入し、確認をする。ただし、自己負担額がある利用者に関しては、工賃から自己負担額を差し引いた金額を支給する。

(作業時間の例外)

第11条 原則として、所定時間内に作業をしている場合に対して工賃が発生するが、例外として、施設内にて職員及び他の関係機関との面接、職員からの依頼等で作業ができなかった場合も、その時間に対する作業を行ったこととして工賃を支給する。

(施設外支援の工賃)

第12条 施設外支援を行った場合は、実習という特性を考慮して、施設内で作業をおこなった場合に準じて工賃を支払う。ただし、作業時間数に関しては、実習作業内容によって個々に判断する。

2 施設外支援で、実習作業の対価が発生する場合は、実習作業対価を工賃として実習生に支払い、通常の工賃は発生しないものとする。

(施設外就労の工賃)

第13条 施設外就労を行った場合は、作業内容の専門性を考慮して、通常、事業所内で行った場合の時給に施設外就労先から請け負った委託料、業務の専門性を考慮し、通常の工賃に手当を上乗せした工賃を支払うものとする。

(在宅支援)

第14条 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行うとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保する。

- ① 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等その他の支援を行い、日報を作成する。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行う。
- ② 緊急時の対応を行う。
- ③ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保する。
- ④ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を一週間につき1回は行う。
- ⑤ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行う。
- ⑥ ④を通所により行い、あわせて⑤の評価等も行った場合、④による通所に置き換える。
- ⑦ 平日は10:00～15:30の間に2回(平日の祝日も同じ)、土日は13:00～15:00の間に2回連絡をする。尚、利用者の希望等に応じて、連絡時間の変更に対応する。工賃は、1日400円とする。

(通所皆勤手当の付与)

第15条 利用者の意欲向上へ向け、当月の事業所が毎月定めている通所日を1日も休まずに通所した場合、一律5,000円を工賃に上乗せして支給する。私事都合等による欠席はこれに該当しない。

2 利用者の意欲向上へ向け、当月の事業所が毎月定めている通所日の内、13日以上通所した場合、一律2,500円を工賃に上乗せして支給する。

(特別手当の付与)

第16条 利用者の意欲向上へ向け、当月の勤勉な姿勢等の活動が評価された場合、2,500 円以上を工賃に上乗せして支給する。

(その他)

第17条 この規程に定めるものの他、工賃に関する事項は、代表取締役及び管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は 2022 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は 2023 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2024 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2025 年 4 月 1 日から施行する。